

平成 9年10月17日
改正 平成11年 7月 7日
改正 平成12年 5月 9日
改正 平成13年 7月12日
改正 平成14年 7月 3日
改正 平成14年12月12日
改正 平成15年 7月 8日
改正 平成16年 6月15日
改正 平成16年 7月 1日
改正 平成18年 4月21日
改正 平成19年 7月18日
改正 平成20年 7月 2日
改正 平成22年 4月 7日
改正 平成23年 6月30日
改正 平成25年 4月 1日
改正 平成26年 4月 1日

姫路市長 石見利勝

姫路市公共工事コスト縮減推進会議設置要綱を次のように定める。

姫路市公共工事コスト縮減推進会議設置要綱

(目的)

第1条 姫路市が行う公共工事のコスト縮減を図るため、姫路市公共工事コスト縮減推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 姫路市公共工事コスト縮減行動計画の策定に関すること。
- (2) 姫路市公共工事コスト縮減行動計画のフォローアップに関すること。
- (3) その他公共工事コスト縮減の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(運営)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、会長が主宰する。

(幹事会)

第5条 推進会議に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事会は、必要事項を調査研究し、その結果を推進会議に報告する。

4 幹事長に事故があるときは、都市局まちづくり推進部長がその職務を代行する。

5 幹事会の運営については、前条の規定を準用する。

(部会)

第6条 幹事会に、部会を置く。

2 部会は、部会長及び幹事会で指名された部会員をもって構成し、部会長は工事技術検査

室の主幹をもって充てる。

3 部会の運営については、第4条の規定を準用する。

(ワーキンググループ)

第7条 局又は部内における専門的事項等についての調整検討を図るため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営は、局又は部内において定めるものとする。

(庶務)

第8条 推進会議、幹事会及び部会の庶務は、工事技術検査室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成9年10月17日から施行する。

この要綱は平成11年7月7日から施行する。

この要綱は平成12年5月9日から施行する。

この要綱は平成13年7月12日から施行する。

この要綱は平成14年7月3日から施行する。

この要綱は平成14年12月12日から施行する。

この要綱は平成15年7月8日から施行する。

この要綱は平成16年6月15日から施行する。

この要綱は平成16年7月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月21日から施行する。

この要綱は平成19年7月18日から施行する。

この要綱は平成20年7月2日から施行する。

この要綱は平成22年4月7日から施行する。

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役 職	職 名
会 長	工事技術検査室を担当する副市長
副会長	財政局長
会 員	産業局長
	都市局長
	建設局長
	下水道局長
	都市拠点整備本部副本部長
	水道事業管理者
	教育次長

別表第 2 (第 5 条関係)

役 職	職 名
幹事長	財政局工事技術検査室長
副幹事長	都市局まちづくり推進部長
	建設局道路部長
幹 事	産業局農林水産部長
	都市拠点整備本部姫路駅周辺整備室長
	都市局市街地整備部長
	建設局みどり整備室長
	下水道局下水道整備室長
	下水道局河川整備室長
	水道局次長
	教育委員会事務局教育総務部長